

# 津市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付要綱

平成20年3月31日訓第29号

改正 令和3年3月31日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図るため、妊婦一般健康診査（以下「健康診査」という。）を三重県の区域外の医療機関等（以下「県外医療機関等」という。）において受診した妊婦に対しその費用（以下「受診料」という。）の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、本市の区域内に住所を有する妊婦で、県外医療機関等において健康診査を受けるものとする。

(健康診査の範囲)

第3条 助成の対象となる健康診査の範囲は、本市が三重県の区域内の医療機関等（以下「県内医療機関等」という。）に委託する健康診査の内容と同様とする。

(助成金の額)

第4条 受診料に対する助成金の額は、本市が県内医療機関等に委託する健康診査に係る契約単価と同額とする。ただし、受診料の額が当該単価に満たない場合は、当該受診料の額と同額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、妊婦一般健康診査県外受診費助成申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受診結果が記入された受診票
- (2) 受診料に係る領収書

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者があ

るときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日訓第31号)

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

妊婦一般健康診査県外受診費助成申請書

年 月 日

（あて先） 津市長

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（妊婦） 電 話

妊婦一般健康診査県外受診費の助成を受診票及び受診料に係る領収書を添えて次のとおり申請します。なお、この申請の審査を目的として、津市が助成に係る必要な個人情報を収集することに同意します。

受診医療機関等名	
助 成 区 分	1回 2回 3回 4回 5回 6回 7回 8回 9回 10回 11回 12回 13回 14回
	多胎分   1回 2回 3回 4回 5回
申 請 金 額	

※申請金額は領収書の金額(自費診療分)を御記入ください。

振込口座

金融機関名	銀行							支店 支所	普通
	農協								
	信用金庫								
口座番号 (左づめ)							申請者口 座名義 (カタカナ)		